



市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

❖お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

進学などにより他市町村に居所を移したかたへのお断り

進学などで親元を離れてアパートなどに居住している学生の住所は、特別な理由がない限り「アパートなどの所在地」にあると最高裁判所の判例で示されています。

このようなことから住民登録を十和田市に残したまま他市町村で就学している学生は、十和田市の選挙人名簿に登録されて選挙の投票所入場券が届いても、十和田市の選挙人名簿に登録されるべきでなかった者として取り扱われ、投票ができない場合があります。

進学などにより他市町村に居所を移したかたは、必ずその市町村に転入届を提出し、住民票を移してください。さるようお願いいたします。

選挙管理委員会事務局

☎ 6778

選挙人名簿の縦覧

3月2日に登録する十和田市選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 3月3日(木)～7日(月)

午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局

☎ 6778



市・県民税の申告はお早めに！

市・県民税の申告期限は、3月15日(火)です。例年期限間近になると会場が混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。

申告に必要な書類は、必ず整理・集計し、事業所得などのあるかたは、収支内訳書を作成の上持参してください。整理・集計・収支内訳書の作成をしていないかたは、整理・集計・収支内訳書作成後の受け付けとなります。

※3月6日(日)は申告相談を受け付けます。

国税務課 ☎ 6766、☎ 6767



■固定資産の縦覧・閲覧

国税務課 ☎ 6768・☎ 6769

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧により、固定資産税の評価額などを比較または確認できます。

区分	縦覧	閲覧
区分	固定資産税の納税者（固定資産税が課税されているかた）は、自分の固定資産（土地・家屋）評価額について、評価が適正であるか、市内の他の固定資産評価額と比較することができます。	固定資産税の課税内容を固定資産課税台帳により確認することができます。
期間	4月1日(金)～5月31日(火) (土・日曜日、祝日を除く)	通年 *平成28年度分は4月1日から (土・日曜日、祝日および年末年始を除く)
縦覧および閲覧できるかた、その際に必要なもの ※いずれの場合も本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要です。	▶固定資産税の納税者本人、同一世帯家族、納税管理人 以下のかたは所定のものがが必要です ▶法人の代表者または委任状を受けた代理人代表者印を押印した申請書または委任状	▶所有者本人、納税管理人 以下のかたは所定のものがが必要です ▶法人の代表者または委任状を受けた代理人代表者印を押印した申請書または委任状 ▶借地人、借家人など 賃貸借契約書など ▶固定資産の処分をする権利を有するかた 権利を証明する書類など
備考	土地のみ課税されているかたは土地のみ、家屋のみ課税されているかたは家屋のみ縦覧が可能です。	手数料300円 ※縦覧期間中（4月1日(金)～5月31日(火)）は無料
受付時間および場所	▶受付時間 午前8時30分～午後4時30分	▶場所 本館1階税務課